

## 東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 8 月 31 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東近江市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 号第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。